

○ 財務省告示第十五号  
平成十二年二月十五日  
行条件等を次年一月十五日より告示する。  
政府資金調達事務取扱規則(平成十一年六月三十日告示)に基づき、大蔵省の規定に基づき、平成十一年五月十八回

二 一 発二令  
の法發号名稱及び記  
條律行項及の  
及び根拠  
その拠

四 三 二 一  
發行用振替法の適行方法の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財  
国定特あ争入。一格替適下へ債項五項律計号資四政  
債め別つ入札に以を機用一平成十三年法、及条、第に一金号法  
市る参て札発によ下競闘を振替式第一九十九条昭和二年  
場も加、と行る争は受けたる条昭和二年  
特の者財同一発行価に日けるもとのい  
別にご務時と行格付本銀もとのい  
參よと大にい(以競し銀行のう)第百第十七条  
加るに臣行う(以争て行のう)第百第十八条  
者発応がわく下入行ととし。第百第十九条  
・行募各れ及一札わする、の  
第へ限國るび価一れ。第百第二十条  
I以度債入価格とる。そ規  
非下額市札格競い入の定。

國庫短期証券(第一百五十八回)  
財務大臣 野田佳彦

九 八	七	六	五	
	口 イ	口 イ	口 イ	
振額最 替 単 位	払 入 金 額	発 行 額	募 入 金 額	
振替額の規定による振替口座簿	千十二 七四兆 百万三 七七千 十千二 一千三百 億百二 六円十 万四 五千 三千 六百 六十円	行争非者特国入価込 入価・別債札格金 札格第参市發競金 發競I加場行争額 發競I加場行争額	行争非者特国入価 入価・別債札格行 札格第参市發競 發競I加場	行争非者特国 入価法入 札格決 定の
振替法の規定による振替口座簿	千 万 円  規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	額億額 円面千面 金万金 額円額 でで 千二 七兆 百三 七千 十一 一億 三千 二百 三十 六	各當も各 申 度債るか込 額市。らみ 場その 額特のう の場その 額範特のう を別応ち 割内募応 りに加額募 當お者を価 ていご順格 るてと次の 。各の割高 申応りい	価 格 競 争 入 札 發 行 一 と い う 。

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発		
払 者	入 場	元 債		債 行	争 非	者 特	国 入 価 發		
込 期 日	札 参 加	所 支 払	償 金 額	還 期 限	入 債 期 發	・ 札 格 競	格 行 競 價		
平 成 二 十 二 年 十 二 月 十 五 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に つ . き き 百 円	額 面 金 額 と 支 き は 、 、 が 月 の 銀 翌 當 業 業 日 に	償 還 入 期 債 ・ 札 格 第 參 市 競 I 加 場	當 た 成 し 、 三 年 期 二 月 月 行 發	平 成 大 臣 三 厘 百 一 毛 つ き 九 十 九 円	十 八 錢 三 厘 百 一 上 の つ そ れ 九 ぞ れ 九 円	額 面 金 額 三 厘 百 以 上 に の つ そ れ 九 ぞ れ 九 円	額 の 記 。整 載 数又 倍は の記 金錄 額は 、 よ最 る低 も額 の面 と金